

(写)

保年発 第 001024 号  
令和 8 年 (2026 年) 2 月 5 日

熊本市国民健康保険運営協議会  
会長 寺 本 義 勝 様

熊本市長 大 西 一 史



令和 8 年度 (2026 年度) 国民健康保険料率等について (諮問)

令和 8 年度 (2026 年度) 国民健康保険料率等について、下記のとおり諮問します。

記

1 国民健康保険料の賦課割合について

(1) 基礎賦課額 (医療分) の賦課割合

所得割	100分の45.38 (現行100分の44.54)
被保険者均等割	100分の38.25 (現行100分の37.64)
世帯別平等割	100分の16.37 (現行100分の17.82)

(2) 後期高齢者支援金等賦課額の賦課割合

所得割	100分の45.57 (現行100分の44.07)
被保険者均等割	100分の38.09 (現行100分の38.62)
世帯別平等割	100分の16.34 (現行100分の17.31)

(3) 介護納付金賦課額の賦課割合

所得割	100分の47.71 (現行100分の45.58)
被保険者均等割	100分の52.29 (現行100分の54.42)

(4) 子ども・子育て支援納付金賦課額の賦課割合

所得割	100分の45.37 (新設)
被保険者均等割	100分の54.63 (新設)

## 2 国民健康保険料率について

### (1) 基礎賦課額（医療分）の保険料率

所得割	100分の6.34（現行100分の8.34）
被保険者均等割	28,400円（現行35,100円）
世帯別平等割	18,100円（現行25,600円）

### (2) 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

所得割	100分の2.98（現行100分の2.62）
被保険者均等割	13,300円（現行11,300円）
世帯別平等割	8,500円（現行7,800円）

### (3) 介護納付金賦課額の保険料率

所得割	100分の2.94（現行100分の2.40）
被保険者均等割	20,300円（現行17,800円）

### (4) 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率

所得割	100分の0.25（新設）
被保険者均等割	1,600円（新設）
18歳以上被保険者均等割	18歳未満被保険者均等割減額相当分を18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額（新設）

## 3 賦課限度額について

基礎賦課（医療分）限度額	67万円（現行66万円）
後期高齢者支援金等賦課限度額	26万円（据置）
介護納付金賦課限度額	17万円（据置）
子ども・子育て支援納付金賦課限度額	3万円（新設）

## 4 保険料軽減判定所得基準について

### 5割軽減

$43万円 + (31万円 \times \text{被保険者数}) + 10万円 \times (\text{給与所得者等の人数} - 1)$  以下（現行30万5千円（下線部））

### 2割軽減

$43万円 + (57万円 \times \text{被保険者数}) + 10万円 \times (\text{給与所得者等の人数} - 1)$  以下（現行56万円（下線部））

## 5 適用期日 令和8年（2026年）4月1日